

広島県告示第四百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

庄原市

二 事業の種類

庄原市東城児童健全育成施設こどもの館整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地（起業地及び収用する物件）

1 収用の部分

広島県庄原市東城町川東字坂本地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三条第二十三号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である庄原市は、起債及び一般財源により財源措置を講じている。また、条例によつて施設を管理する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、庄原市が同市東城町川東字坂本地内に、庄原市東城児童健全育成施設こどもの館を整備する事業である。庄原市は県北東部に位置し、平成十七年三月に旧庄原市、比婆郡五町である西城町、東城町、口和町、高野町、比和町及び甲奴郡総領町による一市六町による新設合併を行った。中山間地域である庄原市において、核家族化、働く女性の増加、就労形態の多様化及び少子化が進むなか、地域における人間関係も希薄になり、子育て家庭が孤立しがちな状況にある。このため庄原市は、「スマイルこどもプラン 庄原市次世代育成支援行動計画」を策定し、放課後児童健全育成事業、子育て支援センター事業及び障害児童支援事業を実施してきた。しかしながら、現在放課後児童健全育成事業及び障害児童支援事業については、庄原市役所東城支所（旧東城町役場）の一部を利用しているが、児童福祉施設として配慮されていない庁舎を利用しているため、構造上の危険性及びスペースの狭隘さ、市役所執務室の上階を利用していることによる情報漏えい等の問題を抱えている。また、子育て支援センター事業は、活動場所の確保できている庄原市東城町北部地域でしか事業が実施でき

ていない状況にある。本件事業の施行によって、放課後児童健全育成事業及び障害児童支援事業にあつては、児童の活動に適した施設の提供が可能になり、また、子育て支援センター事業にあつては、庄原市東城町中心部に施設が設置されることによる情報交換の活発化が期待できる。よつて、得られる利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されず、希少な動植物が起業地及びその周辺に存しないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、庄原市は同市東城町川東地内において、地勢、利便性及び経済性等の諸条件を考慮し、比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。

(三) 以上から、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

#### 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3で述べたように、放課後児童健全育成事業、子育て支援センター事業及び障害児童支援事業の円滑な実施に支障を来している。また、庄原市としては平成十七年に策定した行動計画に基づき、重点項目として事業を推進しているが、応急的な施設であり、市役所東城支所の事務にも支障を来しているため、本件事業の施行は急務である。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) 以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

以上により、庄原市から申請のあつた本件事業について、法第二十条の規定によつて、事業の認定をする。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

庄原市役所東城支所保健福祉課